

全日本建設交運一般労働組合関西ダンプ支部との協議等議事録（要旨）

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

- 1 日 時 令和6年8月21日（水） 10時30分～12時00分
- 2 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 全日本建設交運一般労働組合関西ダンプ支部
- 4 協議等の趣旨 社会資本整備の現場で働くダンプや建設労働者の労働条件改善のための要望についての協議
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者（議長）他 計3人
（本 市）
契約管財局 1名 建設局 1名 大阪港湾局 1名
都市整備局 3名 水道局 1名
計 7名

6 議 事

（1）「ダンプ労働者が交通安全を最優先にして働ける職場環境づくりのため、具体的な措置を講じて下さい。」について【項目番号1】

団体要望概要

- ・公共工事に於ける大型ダンプの標準積算の全国平均は、直接工事費で約62,000円、工事原価で約79,000円（税込み）です。13年前から労務賃金の引上げがされているが、元請けに対しこのとおり支払いを行っているのか疑問です。運転者に支払われていないのでは。この事についてどう思っているか教えて欲しい。
- ・インボイス制度で1千万円以下も消費税が発生している。1.05の係数についてどのように考えているのか教えて欲しい。（意見のみ）

本市説明概要

- ・ダンプトラック運転費等の公共工事の積算につきましては、国土交通省・農林水産省で定める「公共工事設計労務単価」及び国土交通省監修の「建設機械等損料算定表」等を用いて算出しております。

また、受注者に対して建設業法の下請負人保護に関する諸規定の主旨に基づいて法定福

利費の適正な確保、下請代金の支払い等について適正に行う様、工事請負入札参加有資格者に配付している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行っております。

(2) 「公契約条例を早急に制定してください」について【項目番号2】

団体要望概要

- ・公契約条例は必要ないという考えか。
- ・他都市の動向は把握しているか。

本市説明概要

- ・最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的に国において必要な措置を講ずるべきものだと考えている。今後とも、公契約に関して、国の動向だけでなく、他都市の状況なども注視しながら適正な契約制度の確立に努めてまいりたい。
- ・他都市の動向は、政令指定都市を中心に確認している。

(3) ダンプの過積載根絶と交通安全の推進について【項目番号3】

団体要望概要

- ・項目番号3、①の「ダンプ規制法第12条団体等」である建交労加入ダンプに対して、個別現場で優先使用措置が取られるよう請負者を指導してください。「現場説明書・指導事項」を曲解し、遵守を怠る請負者に対しては、出先事務所や出張所の責任者から正確な指導をするよう事務連絡等の通知をして下さい。回答の内容は、大阪市全体の認識なのか。

本市説明概要

- ・本項目の要望への回答については、大阪港湾局が担当しておりますが、大阪市の各関係部局に確認しての回答となります。

(4) 建設発生土の管理徹底について【項目番号4】

団体要望概要

- ・「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。
国交省・指定副産物の省令一部改正にともなう「土砂受領書の交付」を徹底させる為に、搬出先の土砂管理について、他の工事現場から運ばれた発生土と混合しないよう保管方法を明確にする措置を講じるよう国へ上申して下さい。
貴自治体の責任で適正に管理された処分場やストックヤードを確保して下さい。また、建設発生土処分は元請業者に最終処分場まで管理をさせるよう盛土規制法等の改正を国へ上申して下さい。
建設発生土の運搬については、ダンプ運転手に搬出先などの情報（名称・所在地、搬出量など必要書類）が書面にて通知されるよう措置すること。また、元請業者の責任において、トレーサビリティシステムまたはGPS装置貸与等による追跡システムの構築及び実施について国へ上申して下さい。

本市説明概要

- ・本市については、令和7年4月1日に規制区域になることを説明

(5) 労災保険の特別加入の促進について【項目番号5】

団体要望概要

- ・車持ちダンプ運転手など一人親方の就労者の「労災保険の特別加入制度」等について、この保険の特別加入は強制か任意か。現場では、この保険に加入していないダンプが出入りしている。(意見のみ)

(6) 建退共証紙について【項目番号6】

団体要望概要

- ・残土運搬は運送契約となり建退共の対象外との主張する元請業者が存在する。
- ・車持ちダンプ労働者の一人親方でも建退共加入の確認をして欲しい。

本市説明概要

- ・残土運搬のみが運送契約となるかどうかについては、知見がないため回答できない。本市工事の大多数が、建設作業員の兼務による残土運搬を行っているのが実態です。
- ・残土運搬が請負工事の下請けとなっている場合については、施工体制台帳に記載されており、また、共済証紙の確認を行っていることから、建退共制度が確実に実施されていると認識しています。